

# 日本語学会個人情報取扱規定

## 第1条（目的）

本取扱規定は本会が会の運営のために収集した会員の個人情報の取扱について規定する。

## 第2条（開示理由）

本会会員の個人情報は、会の運営ならびに会員相互の研究上の連絡および親睦のために必要な場合に限り必要な会員に開示する。開示を受けた会員は上記以外の目的のために個人情報を使用してはならない。

## 第3条（開示範囲）

会員は他の会員の氏名、専門分野、所属を知ることができる。また当該会員の同意があった場合には、その所属先所在地、同電話番号等、自宅住所、同電話番号等の連絡方法を第2条の規定のもとに知ることができる。

- 2 会長、その他の役員は、その職務に必要な限りにおいて、必要な範囲の会員の個人情報を第2条の規定のもとに知ることができる。

## 第4条（名簿の発行と取り扱い）

本会は、第2条ならびに第3条第1項の規定にもとづき会員名簿を発行し、会員に配布する。これは役員選挙を含む会の運営並びに会員相互の研究上の連絡、親睦のために作成し配布するものであり、会員の氏名、専門分野、所属以外の項目の掲載については、当該会員の意思に従うものとする。

## 第5条（守秘義務）

会長、その他の役員は第3条の第2項にもとづいて知り得た会員の個人情報を、これを知る資格のない他の会員あるいは会員外に開示してはならない。

- 2 会長、その他の役員がその職を退いた時は、在職中に知り得た個人情報を速やかに破棄しなければならない。

## 第6条（第三者譲渡の禁止）

会員は第3条の規定にもとづいて開示を受けた個人情報を会員外に開示あるいは譲渡してはならない。

- 2 会員は第4条の規定にもとづいて配布された名簿を会員外に譲渡してはならない。また紛失等に充分注意しなければならない。

## 第7条（明示的开示）

会長、その他の役員ならびに小委員会委員長等の役職にある者の氏名と役職名は学会誌上、ならびに本会ホームページ等において開示される。

- 2 学会誌に掲載された論文については、氏名の他に所属先を開示する。
- 3 新入会員については、学会誌上等にその氏名、専門分野、所属を開示する。
- 4 会員の氏名、専門分野、所属に変更があった場合には、これを学会誌上等に掲載する。

## 第8条（個人情報文書等の保存）

本会会員の個人情報を記載した文書等の保存期間は、別に「文書管理台帳」に定める。退会会員の個人情報は基本電子データから削除する。ただし、事務管理上必要な場合は、「文書管理台帳」に定めた期間、これを保持することができる。

## 第9条（例外）

以上の規定にかかわらず、公共の利益・会員の生命の保護のために必要な場合、および法令にもとづく場合には、第三者に会員の個人情報を開示することができる。

- 2 各種推薦事務等のために特定の会員から提供を受けた情報についても、本規定の精神にもとづいて取り扱う。

(2005年11月19日委員会決定。)